⑻　本工事は建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口
上記４⑴に同じ。
⑾　競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２⑺に掲げる競争参加資格の認定（再認定）を受けていない者も上記４により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、入札までに下記に示す部署において当該資格の認定を受けていなければならない。
令和３年８月13日（金）まで
〒106―8401 東京都港区六本木６―11―１
日本中央競馬会　施設部施設総務課
令和３年８月18日（水）以降
〒105―0003 東京都港区西新橋１―１―１
日本中央競馬会　施設部施設総務課
電話03―3591―5251
㈱　その他詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of this work : Seiji Yokoe Assistant General Manager of the Hanshin Racecourse of Japan Racing Association
⑵　Classification of services to be Procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Improvement works for Grandstand of the Hanshin Racecourse (1st phase)
⑷　Time and period for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : Between 10 : 30 a.m. and 15 : 00, 12, 13, 19, 20, 25, 26, 27 of August and 2, 3 of September 2021.
⑸　Date and time for the submission of tenders : By 10 : 00 a.m. 28 October 2021
⑹　Contact details for tender documents : Facilities Contract Section, Japan Racing Association Hanshin Racecourse ; 1―1 Komano-cho, Takarazuka-shi, Hyogo, 665―0053 Japan TEL 0798―51―7151

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国道121号　湯野上２号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和３年８月６日
東北地方整備局長　稲田　雅裕
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事名　国道121号　湯野上２号トンネル工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
2　工事場所　福島県南会津郡下郷町大字高陟～南会津郡下郷町大字白岩　地内
3　工事内容　湯野上２号トンネル　Ｌ＝1,936ｍ（全体Ｌ＝2,579ｍ）トンネル掘削・支保工1,930ｍ、覆工1,562.5ｍ、坑門工１箇所、トンネル仮設備工１式、道路土工１式
4　工期　契約締結日の翌日から令和６年９月９日まで
5　申請の時期　令和３年８月６日から令和３年９月３日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（令和３年８月６日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２－１、３－１を使用して作成すること。）。
⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和２年10月１日付け公示６（建設工事）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。
①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　平成18年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。代表者が下記㋐の実績を有していること。構成員にあっては下記㋐、又は下記㋐⒜及び⒞の要件を満たす実績を有すること。
㋐　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⒜から⒞の要件を満たす施工実績。
⒜　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が55㎡以上の施工実績を有すること。
⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400ｍ以上の施工実績を有すること。